

特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
三島府税事務所	<p>職員が特殊勤務に従事していない日があったにもかかわらず、誤って特殊勤務手当実績簿に登録を行い、直接監督責任者が確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="519 548 1525 661"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和6年12月</td> <td>5,000円</td> <td>4,500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
A	令和6年12月	5,000円	4,500円	500円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月28日）